



## 2 事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	鶴田歯科医院	長崎県雲仙市愛野町乙485番1	無床

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考
歯科技工所 Labo鶴田	長崎県雲仙市愛野町乙485番1	
医療関係者育成事業 鶴田塾	長崎県雲仙市愛野町乙485番1	

(3) 収益業務（社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

- 令和 5年 2月 24日 令和4年度決算の決定
- 令和 5年 12月 16日 鶴田晴也の社員入社に関する決定
- 令和 5年 12月 30日 令和6年度の事業計画及び収支予算の決定
- 令和 5年 12月 30日 令和6年度の役員報酬の年間報酬限度額の決定

様式 2

法人名 医療法人 良陽会  
 所在地 長崎県雲仙市愛野町乙485番1

※医療法人整理番号 

--	--	--	--	--

財 産 目 録  
 (令和 5年 12月 31日現在)

1. 資	産	額	221,808 千円
2. 負	債	額	173,753 千円
3. 純	資	産	48,055 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	110,097
B 固 定 資 産	111,711
C 資 産 合 計 (A + B)	221,808
D 負 債 合 計	173,753
E 純 資 産 (C - D)	48,055

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))  
 建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

様式 3 - 3

法人名 医療法人 良陽会  
 所在地 長崎県雲仙市愛野町乙485番1

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表  
 (令和 5年 12月 31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	110,097	I 流 動 負 債	54,489
II 固 定 資 産	111,711	II 固 定 負 債	119,264
1 有 形 固 定 資 産	55,990	負 債 合 計	173,753
2 無 形 固 定 資 産	0	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	55,721	科 目	金 額
		I 基 金	37,750
		II 積 立 金	10,305
		(うち代替基金)	0
		III 評 価 ・ 換 算 差 額 等	0
		純 資 産 合 計	48,055
資 産 合 計	221,808	負 債 ・ 純 資 産 合 計	221,808

様式 4 - 2

法人名 医療法人 良陽会  
 所在地 長崎県雲仙市愛野町乙485番1

※医療法人整理番号				
-----------	--	--	--	--

損 益 計 算 書  
 (自 令和5年 1月 1日 至 令和5年 12月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	297,533
2 事業費用	282,299
本来業務事業利益	15,234
B 附帯業務事業損益	0
1 事業収益	1,397
2 事業費用	249
付帯業務事業利益	1,148
事業利益	16,382
II 事業外収益	2,429
III 事業外費用	4,881
経常利益	13,930
IV 特別利益	0
V 特別損失	-169
税引前当期純利益	13,761
法人税等	133
当期純利益	13,628

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。  
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式6

## 監事監査報告書

医療法人 良陽会  
理事長 鶴田 博文 殿

私は、医療法人 良陽会 の令和5会計年度（令和5年1月1日から令和5年12月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

### 監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

### 記

#### 監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和 6年 2月 22日

医療法人 良陽会

監事 瀬頭 待子